

2 契約方法の検討について

契約方法を検討する際の流れは下記のとおりである。

「価格競争ができない」又は「価格競争に馴染まない」明確な理由がある。

NO

YES

価格競争による業者選定

競争入札

一般競争入札又は指名競争入札を実施

【自治法第234条、施行令第167条】

※一般競争入札が原則

競争性を確保した少額随契

(見積合わせ)

予定価格100万円以下

【企業令第21条の14第1項第1号、随意契約による
ことができる契約に関する規程第2条別表第6号】

(競争入札の実施を制限するものではない。)

※予定価格30万円以下の場合

1者のみの見積書の徴取でも可。

【堺市上下水道局委託契約事務取扱要綱第2条により
準用する堺市委託契約事務取扱要綱第14条第1号】

(見積合わせを制限するものではない。)

価格競争によらない業者選定

プロポーザル・コンペによる競争が
可能である。

YES

NO

競争性を確保した随意契約

(プロポーザル、コンペ)

【企業令第21条の14第1項第2号】

1者(特命)随契

【企業令第21条の14第1項
第2号～第9号】